



## 民主党議員立法「銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取締法一部改正案」について

民主党

宇都宮市で発生した隣人猟銃殺傷事件や、佐世保市におけるスポーツクラブでの銃乱射殺傷事件など、合法銃を使用した殺傷事件が発生しており、銃所持許可行政・基準のあり方が問題となっています。民主党では、内閣部門会議に「銃器対策作業チーム」を設置し、合法銃の所持許可のあり方について議論を重ねてまいりましたが、このたび、①銃所持許可基準の厳格化、②警察による調査、仮領置、医師診断書の法定化・厳格化、③実弾管理の届出の義務化、④銃の売買・貸付における本人引き渡しの厳格化、を内容とする「銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取締法の一部を改正する法律案」を議員立法として取りまとめました。

### 民主党議員立法「銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取締法の一部を改正する法律案」のポイント

- ① 所持許可基準の欠格事由として、現行法に「他人の生命・財産・公共安全を害するおそれがあると認めるに足りる相当理由のある者」との規定があるが、要件があいまいで、適用は実際には困難。  
⇒【**許可基準の見直し**】 申請者が「他人に対し著しく粗野・乱暴な言動・迷惑行為を繰り返すなど素行不良」であり、かつ「付近の住民が著しく不安を覚えるなど生活の平穏が害されるおそれ」があるときは、許可をしないことができる。（ストーカー、DVなども含まれる）
- ② 所持許可審査にあたり、警察は身元調査・面接等を行うのが通例であるが、法的根拠がなく、いいかげんな調査・面接で済ませてしまうケースも多い。申請時に添付する医師診断書についても、精神科医ではない科目の医師によるものが大多数。  
⇒【**警察による調査、仮領置、医師診断書の法定化・厳格化**】 所持許可審査にあたって公安委員会は、申請者との面接・同居親族や関係者への質問・その他適当な方法により調査を行う旨を法定化（医師の診断書を添付する旨についても法定化）。さらに取消事由が発生した疑いがある場合についても、調査について法定化・銃刀剣類を仮領置できる制度を新設。
- ③ 実弾の管理について、現行では一定数までの無許可譲受・消費が火薬類取締法にて認められている。しかしながら佐世保乱射事件の犯人のように、大量の実弾を隠し持っているケースもあることから、実弾の購入・貯蔵・消費の状況について厳格な管理が必要。  
⇒【**実弾管理の届出の義務化**】 猟銃用実包について、内閣府令で定めるところにより、所持の状況（購入・貯蔵・消費など）を届け出る旨を義務化。
- ④ インターネットによる通信販売については、遠隔地における購入需要など考慮しなければならない点もあるが、確実に本人に引き渡されることの確認が必要。  
⇒【**売買等における本人引き渡しの厳格化**】 銃刀剣類の譲り渡し等においては、譲受人等に確実に引き渡されるようにしなければならない旨を法定化。